

# 防衛省デジタル・ガバメント中長期計画

2022年（令和4年）12月12日

防衛省行政情報化推進委員会決定

## 1. 基本事項

### (1) 目的

本計画は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）の策定を受け、防衛省におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。

防衛省が所管する業務をデジタル社会に対応させるとともに、厳しさを増す安全保障環境において防衛省・自衛隊の能力を最大限発揮するための環境を実現するため、デジタル・ガバメントの実現に向けた取組を省横断的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (2) 現状と課題

防衛省は、防衛大臣を長として、本省内部部局、統合幕僚監部及び各自衛隊、外局である防衛装備庁、その他防衛省設置法第3章第4節から第6節に定める施設等機関、特別の機関、地方支分部局から構成されており、実力組織である各自衛隊を中心に装備行政や教育、医療、研究等、多種多様な分野を所掌し、それぞれが所掌事務を完遂することで総体的に防衛省全体としての任務遂行を行っているものであり、そのために必要な各種の政府情報システムを整備・運用している。

昨今のデジタル・ガバメント推進の変容の速さ、拡がりの状況を踏まえると、前述のような防衛省の特殊性には十分に留意しつつ、各自衛隊及び機関等がそれぞれに整備・運用している各種の政府情報システムを一元的に監理し、デジタル社会の実現に関し不断の見直しを行っていく必要がある。

### (3) 計画目標

上記(2)「現状と課題」で記載した防衛省・自衛隊の特殊性に十分に留意しつつ、デジタル社会の実現に積極的に協力するため、後述2に記載の取組を着実に推進していく。

## 2. デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

### (1) デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

防衛省・自衛隊は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、以下の項目に関する法律、政令及び省令等の条項について、類型や見直しの方針を確定させた。

1. 定期検査・点検規制
2. 書面掲示規制
3. 対面講習規制

#### 4. 往訪閲覧・縦覧規制

・なお、現状システム整備が必要なものはないが、今後システム整備が必要となった際は、

- ①BPRにより、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。
- ②既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか。
- ③一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。

といった視点を踏まえ、デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）と調整を行い、「一括見直しプラン」に基づき、見直しを実施する。

#### (2) デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

政府情報システムについて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の3割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、PMOに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、PMOにおいて実施状況を監理する。

#### (3) 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつPMOにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、PMO・PJMOの推進体制の強化を図る。